

商標法施行規則の一部を改正する省令について

平成 26 年 12 月

特 許 庁

1. 改正の背景

我が国は標章の国際登録制度を定めるマドリッド協定議定書※に加入しており、我が国の国際商標登録出願をする者は世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）国際事務局に標章に係る国際登録の手続きを行い、指定締約国においてその保護を確保することができる。

一方で、国際登録に基づき我が国の商標権の設定の登録を受けようとする者は、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 68 条の 30 第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号及び第 2 号の額の手数料（以下「個別手数料」という。）を WIPO 国際事務局に納付しなければならない。

このうち、同項第 2 号の額の個別手数料は、我が国における商標権の登録料にあたるものであり、WIPO 国際事務局に当該個別手数料が納付されたことを国際登録簿に記録した旨の通報が WIPO 国際事務局から我が国特許庁にあったことによって、国際登録に基づく商標権が我が国において設定登録される（同法第 68 条の 19 第 1 項）。

この個別手数料の納付期間は、マドリッド協定議定書の下位規定である規則（以下「規則」という。）第 34 規則(3)(c)(iii)及び（同規定の国内担保規定である）商標法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 13 号）第 15 条の 2 において「商標登録をすべき査定又は審決の謄本の送達があった日から三月」と規定されており、この期間内に納付が無かった場合には、当該国際出願は取り下げられたものとみなされる（商標法第 68 条の 30 第 4 項）。

今般、規則が改正されることにより、個別手数料の納付期間が異なる場合があるため、商標法施行規則第 15 条の 2 について同様の旨を規定する改正を行う。

※マドリッド協定議定書の概要

- ・ 正式名称は「標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書」で、我が国は 1999 年 12 月 14 日に加入し、2000 年 3 月 14 日に効力が発効。
- ・ 2014 年 12 月現在の締約国数は 93 ヶ国。

2. 改正の内容

今般、規則において追加される第 5 規則の 2 は、出願人又は名義人が WIPO 国際事務局に対して納付期限（商標登録をすべき査定又は審決の謄本の送達があった日から三月）までに個別手数料を納付できなかった場合においても、納付期間の満了の日後二月以内に WIPO 国際事務局に対し納付期間延長の請求が行われ、特定の手数料が支払われた場合には、実質的に、三月の納付期間を最大五月まで延長することを可能とするものである。そこで、商標法施行規則第 15 条の 2 においても同様の規定を追加することとする。

3. 公布日及び施行期日

公 布 日：平成 26 年 12 月 26 日

施行期日：平成 27 年 1 月 1 日 ※改正共通規則の施行日